

香美市デジタルアーカイブ構築委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

香美市デジタルアーカイブ構築委託業務

(2) 業務目的

本業務は、香美市内の歴史的資料の情報を未来に継承し、かつ、デジタル化した歴史的資料を閲覧可能にすることで、学校教育、生涯学習などあらゆる世代に教育や学習探求の促進、本市の歴史を発信することを目的とし、また、デジタル化による保存と活用を促進するため、デジタルアーカイブを構築するものである。

なお、本事業は、公益財団法人図書館振興財団の「2025年度提案型助成「郷土（地域）資料」「貴重資料」等のデジタル化に伴うデジタルデータの公開事業」に係る助成金を受けて実施する事業である。

(3) 業務内容

香美市デジタルアーカイブ構築委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに実施する。

(4) 委託期間（令和8年度から令和9年度まで）

契約締結日から令和10年3月31日まで

2 見積限度額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

10,341,000円とする。

3 審査方法等

(1) 審査組織

提出された企画提案書と企画提案審査に参加しようとする者（以下「企画提案者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査するため、本プロポーザルでは別途定める香美市デジタルアーカイブ構築業務委託業者選定委員会設置要領に基づき香美市デジタルアーカイブ構築業務委託業者選定委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 契約候補者等の決定方法

審査委員会を開催し、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、契約候補者と次点者を選定する。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は審査を受けた者全員に文書で通知するとともに、香美市ホームページへ掲載する。なお、審査内容に関する問い合わせは受け付けない。

(4) 情報公開

香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）に基づく公開請求があった場合は、同条第6法各号に掲げる非公開情報を除き、公開する。公開の可否は、市が判断する。

4 実施スケジュール

令和8年 8月24日(月)	公告、質問書の受付開始	
令和8年 8月31日(月)	質問書の提出期限	
令和8年 9月 7日(月)	質問書回答期限	
令和8年 9月14日(月)	参加意向申出書の提出期限	
令和8年 9月18日(金)	参加資格審査結果の通知	} ※
令和8年10月 2日(金)	企画提案書等の提出期限	
令和8年10月 中旬	審査委員会の開催	
令和8年10月 下旬	審査結果通知	

※の日付は予定のため変更の場合あり

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。なお、公募開始日から審査結果の通知日までの間において、いずれかの要件を満たさないことが明らかとなった場合は、本プロポーザルに参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 香美市入札参加資格停止等措置要綱（平成18年香美市告示第238号）に基づく指名停止または指名回避の措置を受けている期間が存在しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分がなされている者でないこと。
- (8) 代表者及び役員等が香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第4条各号のいずれにも該当する者でないこと。

6 参加資格審査

- (1) 参加申込者は、下記「8 参加意向申出」のとおり、所定の書類を添えて提出期限までに参加の意向を本市に申し出ること。
- (2) 本市は、提出された所定の書類により、参加申込者の参加の意向及び参加資格を確認し、審査する。
- (3) 参加資格の審査の結果は、参加申込者全員に書面で通知する。
- (4) 参加資格審査の結果、参加資格を有しないと認められた者は、前号の通知を受けた日から起算して7日以内に、欠格の理由について説明を求める

ことができる。

- (5) 企画提案者は、下記「10 企画提案審査」のとおり、所定の書類を提出期限までに本市へ提出すること。

7 質問書の提出及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式第1号）を提出期限までに電子メールで提出する

(2) 提出先アドレス

下記「14 連絡先及び各書類の提出先」のとおり

※メール件名は「【プロポーザル質疑 社名（事業者名）】」とすること。

(3) 提出期限

上記「4 実施スケジュール」のとおり

(4) 回答方法

質問者匿名にて香美市ホームページ上で回答を掲載する

(5) 備考

口頭での質問は受け付けない。

8 参加意向申出

参加申込者は、提出期限までに次に掲げる書類を提出し参加の意向を申し出ること。

(1) 提出書類

提出書類		様式番号	規格	部数
ア	参加意向申出書	様式第2号	A4縦	1部
イ	法人等概要書	様式第3号	A4縦	1部
ウ	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書※	様式第4号	A4縦	1部
エ	登記簿謄本（申請者が法人の場合に限る。コピーを可とする。）※	—	A4	1部
オ	身分証明書（申請者が個人の場合に限る。コピーを可とする。）※	—	A4	1部
カ	市町村税の滞納がないことがわかる証明書（本社及び受任先いずれも必要）※	—	A4	1部
キ	都道府県税の滞納がないことがわかる証明書（本社及び受任先いずれも必要）※	—	A4	1部
ク	財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書とする。写しを可とする。）※	任意	A4	1部

※本市の令和8・9年度 物品等業務入札参加資格者名簿」に登録がある者は、ウからクまでの書類は提出不要。

(2) 提出方法

紙媒体は持参又は郵送（書留又は特定記録郵便）、電子データはメール提

出受信確認必須。データ容量が大きい場合は、本市に相談すること。

(3) 提出先

下記「14 連絡先及び各書類の提出先」のとおり。

(4) 提出期限

上記「4 実施スケジュール」のとおり。

(5) 備考

ア 参加を辞退するときは、必ず生涯学習振興課に参加辞退届（様式第5号）を提出すること。なお、一度提出された参加辞退届は、いかなる理由があってもこれを取消すことができない。

イ 提出書類は、訂正又は引替えをすることができない。

ウ 書類作成及び提出に要する経費は参加申込者の負担とする。

9 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等

提出書類		部数
ア	企画提案申込書（様式第6号）	正本1部 副本5部 紙媒体、電子データの両方を提出
イ	機能要件一覧表（様式第7号）	
ウ	企画提案書（A4 版 任意様式）	
エ	見積書明細書（A4 版 任意様式） 1部	
オ	行程表	
カ	情報非公開希望申立書（様式第8号） 香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足る合理的な理由があるもの（情報公開条例第6条第8号）に該当する部分が提案内容にある場合は提出すること。	

(2) 提出方法

紙媒体は持参又は郵送（書留又は特定記録郵便）、電子データはメール提出（受信確認必須。データ容量が大きい場合は、事前に本市に相談すること。）

(3) 提出先

下記「14 連絡先及び各書類の提出先」のとおり

(4) 提出期限

上記「4 実施スケジュール」のとおり

(5) 備考

ア 書類の作成及び提出に要する経費は企画提案者の負担とする。

イ 一度提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 責任の所在を明確にする観点から共同提案は受け付けない。

エ 提出された企画提案書は、無断で本件以外の用途に使用しない。

10 企画提案審査

(1) 審査概要

ア 事務局による書類審査と、審査委員会でのプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

イ プレゼンテーションの時間は企画提案者1者あたり20分以内とする。

ウ 審査会場への入室は、企画提案者1者あたり3名までとする。

エ 本業務の一部再委託を検討している場合、再委託先と予定している事業者の入室は認めない。

オ プレゼンテーション終了後、質疑の時間を10分間設ける。

カ プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書等の受付順とする。

キ 日時及び場所については、別途連絡する

(2) 審査方法

事務局の書類審査では、「(様式7)機能要件一覧表」の記載内容と、提案価格による評点を行う。審査委員会のプレゼンテーション・ヒアリングでは、各提案課題の審査項目に基づき、企画提案書等の内容を審査しながら、競争性・透明性の確保に十分に配慮し、評点する。

(3) 評価項目及び評価方法

「(別表)審査評価基準」の項目に基づき数値で評点する。

(4) 契約候補者の選定

各委員の評点の合計が満点の6割以上であり、かつ最高評点の企画提案者を契約候補者として選定する。

(5) 企画提案者が1者の場合

評点の合計が、満点の6割以上に達している場合に限り、契約候補者として選定する。

(6) 評点の合計が同点の場合

「(別表)審査評価基準」の「(ア)機能要件」の評点が最も高い企画提案者を契約候補者として選定する。なお、これも同点であった場合は、くじ引きにより契約候補者を選定する。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、審査委員会の開催日から5日以内（土日祝日を除く）に企画提案者全員へ通知する。

(8) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、審査委員会の開催日から5日以内（土日祝日を除く）に香美市ホームページにて次の内容を公表する。

ア 契約候補者の名称、評点及び選定理由

イ ア以外の企画提案者の名称（五十音順で表記するものとし、名称以外は公表しない。）

11 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 上記「5 参加資格要件」に掲げる参加資格を満たさない場合

- (2) 書類の提出方法、提出先、提出期限を遵守していない場合
- (3) 企画提案書等の内容が仕様書等に示された条件を満たさない場合
- (4) 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意的な接触があったと認められる場合
- (5) 書類に虚偽の記載があったと認められる場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があったと認められる場合

1 2 契約に係る仕様書の確定

契約候補者と香美市は、提案された企画内容をもとに協議の上、契約に係る仕様書の内容を確定する。なお、本業務はプロポーザル方式の随意契約により契約を締結することとなるため、企画提案書どおりの仕様とはならない場合がある。

また、協議が整わない場合又は契約を辞退した場合は、審査結果において、次点者を契約者候補とし、同様の手続きを行う。

1 3 その他

- (1) 契約後には、市担当課と十分協議を行いながら業務を進めること。
- (2) 提出された書類等は、香美市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（情報公開条例第6条第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に情報公開条例第6条第3号に相当する部分がある場合は、企画提案書を提出する際に、上記「9 企画提案書等の提出」内「(1) 提出書類 カ」に記載している「情報非公開希望申立書（様式第8号）」を提出すること。ただし、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認められる場合などは、公開することがある。
- (3) 業務上発生する未確認事項については、香美市と協議すること。

1 4 連絡先及び各書類の提出先

- (1) 担当課 香美市教育委員会事務局生涯学習振興課文化財係
- (2) 担当者 西内
- (3) 住所 〒782-0076 香美市土佐山田町本村351
- (4) 電話 0887-52-2280
- (5) メールアドレス bunkazai@city.kami.lg.jp

(別表) 審査評価基準

審査項目		審査基準	最高 評点	評 点	評価方法	
ア システム機能評価	(ア) 機能要件	機能要件一覧表の内容を満たす提案であるか。	45		「機能要件一覧表」の記載内容により、企画提案内容を評価する。 ・当該審査基準にかかる「機能要件一覧表」の対応区分の数値の合計／最大値×最高評点※小数点未満切り捨て ◎は1点、○は0.5点、△は0.25点、×は0点とする。	
	(イ) プレゼンテーション及びヒアリング	提案課題 (a)	特別な知識がなくても直感的に利用できる操作性とユーザインターフェースを備えているか。	10		企画提案者の提案内容を精査し評価する。 評点は、次のいずれかを選択する。 10点：優れている 8点：やや優れている 6点：標準 4点：やや劣っている 2点：劣っている
		提案課題 (b)	改ざん防止対策、不正アクセス防止対策の信頼性はあるか。	10		
		提案課題 (c)	クラウド型の特性を活かした柔軟な機能拡張が可能か。また、自治体史等と連携したデジタル年表・地図等への発展的な提案があるか。	10		
		提案課題 (d)	全国の地方自治体や公共機関における同等規模のデジタルアーカイブシステムの豊富な導入・運用実績を有し、安定的かつ確実なサービス提供が見込めるか。	15		企画提案者の提案内容を精査し評価する。 評点は、次のいずれかを選択する。 15点：優れている 12点：やや優れている 9点：標準 6点：やや劣っている 3点：劣っている
イ 導入及び運用保守評価	提案 価格	(a) 導入に要する費用総額	5		すべての企画提案者の見積額を比較して評価する。 ・最も低い金額を見積もった企画提案者の金額／当該企画提案者の金額×最高評点 ※小数点未満切り捨て	
		(b) 運用保守に要する費用総額 (令和10年度以降5年間)	5			
合計			100			

*1 審査委員会による審査は、審査項目アの(イ)について行う。なお、その他の審査項目は、事務局が審査を行う。